

2018年度

海外音楽研修生費用助成 申込要領

－ クラシック音楽の人材育成をめざして －

---

公益財団法人 明治安田クオリティオブライフ文化財団  
The Meiji Yasuda Cultural Foundation

---

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-9-1 明治安田生命新宿ビル  
TEL. 03-3349-6194 FAX. 03-3345-6388  
<http://www.meijiyasuda-qol-bunka.or.jp>

# 2018年度 海外音楽研修生費用助成制度

公益財団法人 明治安田クオリティオブライフ文化財団

## 1. 助成の趣旨

わが国のクラシック音楽文化の向上のため、国際的音楽家を目指して研鑽中の若手音楽家に対し、海外、特に欧米への留学に必要な費用の助成を行います。

## 2. 助成の対象

- (1) 原則として海外の教育機関等に留学し、技術を練磨するとともに、その実体験を通じてさらに研鑽を深めることを志す方とします。  
なお、対象とする専攻部門は、声楽、器楽とします。
- (2) 助成の申込をされる方は、次の要件を満たす方に限ります。
  - ① 原則として音楽大学卒業(予定)者および大学院在籍者・修了(予定)者。
  - ② 声楽は1985年9月1日以降、器楽は1990年9月1日以降に生まれた方。
  - ③ 海外留学についての目標と計画が明確である方。
  - ④ 2018年から2019年12月末までの間に申込書に記載された教育機関等に入学が可能な方。
  - ⑤ 研修目的の達成に必要な語学力を有する方。
- (3) 既に海外に留学中で前記(2)の要件を満たしている方は、助成の対象となります。
- (4) 助成希望期間中に他の財団等から助成を受ける方(含む予定者)は対象外とします。

## 3. 助成期間

助成期間は原則として2年間とします。

ただし、申込者の留学経験や研修計画の内容等を考慮して1年間とする場合があります。

## 4. 助成対象

今年度は、新規助成対象者として次の人員を公募します。

2年間助成 4名程度

## 5. 助成額

留学に要する諸費用の一部として、年額200万円を助成します。

## 6. 応募方法

(1) 次の書類および資料を下記の作成要領により作成し当財団宛に提出してください。

①申込書 ②推薦書 ③録音資料 ④録音証明書 ⑤その他参考資料

①申込書	本申込要領に綴り込みの所定申込書を使用し、必要事項を応募者本人が記入の上、提出する。(当財団ホームページ掲載の様式使用可)
②推薦書	<p>直接師事している指導者と他の推薦者(音楽関係者)、計2名の推薦書(書式自由)を提出する。なお、外国語の推薦書には和訳文を添付のこと。</p> <p>・推薦書には、次の項目を必ず記入のこと。</p> <p>①推薦あて先(当財団名—明治安田クオリティオブライフ文化財団または The MEIJIYASUDA CULTURAL FOUNDATION)、②被推薦者(応募者)の氏名</p> <p>③推薦理由、④推薦書作成日(3ヶ月以内) ⑤推薦者本人の署名</p> <p>&lt;必ず原本を送付のこと。(コピー、ファックスは不可)&gt;</p>
③録音資料	<p>a) 次の各条件を満たす録音資料(オーディオCDまたはMD)を提出する。</p> <p>*ピアノ: 次の(ア)、(イ)の順で録音すること。(両方で15分程度)</p> <p>(ア) 次のピアノソナタから1曲を選び、その第1楽章を演奏する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• W.A.Mozart; ニ長調 K.284(205b), イ短調 K.310(300d), 変ロ長調 K.333(315c) ハ短調 K.457, ヘ長調 K.533/494, ニ長調 K.576</li> <li>• L.v.Beethoven; 第2番 イ長調 op.2-2, 第3番 ハ長調 op.2-3 第4番 変ホ長調 op.7, 第7番 ニ長調 op.10-3 第8番 ハ短調 op.13「悲愴」, 第11番 変ロ長調 op.22 第15番 ニ長調 op.28「田園」, 第16番 ト長調 op.31-1 第17番 ニ短調 op.31-2「テンペスト」, 第18番 変ホ長調 op.31-3 第21番 ハ長調 op.53「ワルトシュタイン」, 第23番 ヘ短調 op.57「熱情」 第26番 変ホ長調 op.81a「告別」, 第27番 ホ短調 op.90 第29番 変ロ長調 op.106「ハンマークラヴィア」, 第32番 ハ短調 op.111</li> </ul> <p>(イ) 自由曲1曲(但し、(ア)で選んだ作曲家の作品を除く)</p> <p>*声楽: 曲数および楽曲の指定は無し(10分程度)</p> <p>*弦楽器: 曲数および楽曲の指定は無し(10分程度)</p> <p>*管楽器:</p> <p>[指定のある楽器]: フルート、オーボエ、クラリネット、ファゴット、ホルン、トランペットは次の(ア)、(イ)の順で録音すること。(両方で15分程度)</p> <p>(ア) 協奏曲の急速楽章および緩徐楽章</p> <p>(イ) 自由曲1曲</p> <p>[その他の管楽器]: 曲数および楽曲の指定は無し(10分程度)</p> <p>*打楽器: 曲数および楽曲の指定は無し(10分程度)</p> <p>*上記に記載の無い楽器(オルガン、チェンバロ、ハープ等)は、曲数および楽曲の指定は無し(10分程度)</p>

	<p>b) 2017年7月以降に録音された演奏であること。          かつ、応募者本人の演奏が明確に聴き取れる録音状態であること。          (注)・声楽の重唱・器楽の重奏等、個々の演奏者が識別し難い録音は審査の対象外とします。          ・標準的なCDプレーヤーで再生できないCD、MP3、DATテープやメモリーカード等は受け付けません。          ・公開演奏の場合は、できるだけプログラム等を添付してください。</p> <p>c) 録音資料(オーディオCDまたはMD)は曲目の楽曲構造に応じて、          ・分割(トラック分け)し、その内容を申込書Ⅲ「2. 曲目と楽曲構造の内容」に経過時間を含めて記載のこと。          ・分割が困難な場合でも、「2. 曲目と楽曲構造の内容」には経過時間を含めて記載すること。</p>
④録音 証明書	<p>録音資料の内容が、応募者本人の演奏であることを明記した証明書(書式自由)を提出する。          ・証明者は、「伴奏者(個人または団体)」、「演奏会主催者」、「録音スタジオや録音エンジニア」など、録音時に立ち会った関係者(本人以外)であること。          ・証明書には、次の項目を必ず記入のこと。          ①演奏者氏名、②録音日時、③録音場所、④曲目、⑤証明者の住所と電話番号、⑥証明書作成日、⑦証明者本人の署名          &lt;必ず原本を送付してください。(コピー、ファックスは不可)&gt;</p>
⑤その他 参考資料	<p>・パンフレット等、音楽活動歴の参考となるものがあれば添付する。          (コピー可)</p>

※提出いただいた「申込書」、「推薦書」、「録音資料」、「録音証明書」および参考資料は返却いたしません。予めご承知おきください。

## (2) 提出方法

書類および資料は、簡易書留便等(配達確認が可能な方法)により郵送してください。  
 申込者本人が直接送付してください。

## 7. 申込締切日

2018年4月6日(金) 必着

## 8. 選考の方法

(1) 当財団の選考委員会で選考を行います。

(2) 選考の手順

- ①書類審査 前記6の書類・資料の正当性を確認の上、不備がある場合には再提出を求めます。
- ②一次選考 書類・録音資料試聴による審査  
(一次選考通過者は4月27日頃に連絡する予定)
- ③二次選考 実技オーディションおよび面接審査

実施日	<u>2018年5月23日(水)</u> 午前11時～(予定)
開催地	東京・新宿 「東京オペラシティリサイタルホール」
留意事項	演奏曲目は自由(演奏時間は10分間程度)、一次審査で録音提出した曲も可、時間の関係で選考委員から特定の部分を指定することもある。

- (注) ①二次選考における伴奏者は、参加者本人が手配して下さい。  
 ②参加時の旅費、楽器輸送費等の諸経費は参加者の負担となります。

## 9. 発表

### 2018年6月上旬予定

- ・「採」「否」の結果は、申込者宛に文書で通知します。
- ・「採」「否」の理由に関するお問い合わせには応じ兼ねますので、ご了承ください。
- ・なお、助成対象者に採用された方は、マスコミ等に氏名を公表することがあります。

## 10. 助成金目録贈呈式

2018年7月上旬に開催(東京・新宿)を予定しています。助成対象者に採用された方は出席していただきます。

## 11. その他

- (1) 助成対象者に採用された方は、当財団に「確認書」(財団との覚書)を提出していただきます。
- (2) 助成決定後、助成金を受領する際は、留学許可を証明する受入先の「証明書」、当財団所定の「海外音楽研修計画書」、「助成金支給申請書」等の書類を提出していただきます。
- (3) 助成金は、年2回(学校等の入学時期により前半・後半)に分けて支給します。ただし、初回の助成は、状況により入学2ヶ月前から相談に応じます。
- (4) 初回の助成実行後は、半年毎に、助成予定期間の在学を証明する受入先の「証明書」、財団所定の「海外研修概要報告書」ならびに第2回目以後の「助成金支給申請書」等を提出していただきます。
- (5) 研修内容が申込時点の留学計画から大幅に逸脱する場合は、助成の打ち切りを行うことがあります。(例. 申込書に記載した留学志望先に入学出来ない場合や健康上の理由等により学業が正常に継続できなくなった場合等)。
- (6) 2019年12月末までに留学が実行されない場合、もしくは当財団の助成が決定した後、他の団体・財団等から同様の助成を受けることとなった場合は、本助成を受ける権利を喪失したものとします。ただし、他財団等と助成期間が重複しない部分については、その都度協議するものとします。

### <個人情報取り扱いについて>

- ・ この助成に関して、財団が取得した申込者の個人情報(住所、氏名、性別、生年月日、学歴、音楽活動歴、助成金額、送金先口座 等)は、個人情報保護法に基づき適正に管理すると共に、財団が行う以下の目的に限定して使用します。

- ① 海外音楽研修対象者の選考
- ② 助成金の支給
- ③ その他

海外音楽研修支給対象者との連絡通信や諸統計の作成、当財団ホームページへの掲載、マスコミ向け助成情報の提供、法令に基づく特定の者との共同利用、維持管理 等

公益財団法人 明治安田クオリティオブライフ文化財団  
**The Meiji Yasuda Cultural Foundation**

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-9-1

明治安田生命新宿ビル

TEL. 03-3349-6194 FAX. 03-3345-6388

<http://www.meijiyasuda-qol-bunka.or.jp>